

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
3	① 業務説明書	技術提案書提出時の提出書類	23	6.6.1	(1)	提案本編に参照される付属資料や図面等は、具体的な信頼性・実現性といった観点で評価の対象になるという考えでよろしいでしょうか。	提案本編に参照される付属資料や図面等は、あくまで提案本編を補足するものであり、直接は評価の対象となりません。
14	⑤ 特記仕様書	管路施設の改築（管渠詳細調査）業務対象一覧	別表-14-1、別表-14-2			別表-14-2の延長と別表-14-1のスパンの延長の合計は一致していますでしょうか。（令和7年度において別表-14-1であると193スパン、別表-14-2であると本管978mであり、明らかにスパン数に対して延長が少ないと思われます。） 数量は別表-14-2が正しいという理解で、委託費の積算など提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15	③ 基本契約書（案）	ストックマネジメント計画案の策定	18	第38条	3	管路施設のストックマネジメント計画により、令和12年度から令和16年度に掛かる業務委託料の総額が定まった場合、変更契約を締結するとあります。対象は、別紙2業務契約書（改築業務及び新設整備業務）第5条に示すとおり、管路施設の改築業務に限るのでしょうか。 或いは、以下の業務も含まれるのでしょうか。 ・管路施設の巡視及び点検業務（別紙-2-1）：事業期間全体で実施予定あり ・管路詳細調査（別表-14-2）：令和7～12年度で予定あり ・管路布設管実施設計（別表-12-2）：令和7年度と令和12年度で予定あり ・修繕改善計画（特記仕様書第14条(2)(イ)）：修繕改善計画65kmについて実施期間の記載なし その他、管路施設のストックマネジメント計画と直接関連がない可能性がありますが、以下の業務は変更契約の対象となるのでしょうか。 ・鉄道交換（別紙-2-3）：令和7～12年度で予定あり ・管路補修（別紙-2-4）：令和7～12年度で予定あり ・マンホールポンプ更新（別表-13）：令和8・9年度と令和11年度で予定あり	ご記載いただいた業務はストックマネジメント計画策定により変更のかかる業務となるため、変更契約の対象です。ただし、「管路施設巡視点検」「鉄道交換」「管路補修」については、委託期間中の契約上限額に含まれているため、清算による変更となります。一方、「管路詳細調査」「管路布設管実施設計」「修繕改善計画」の後期分は契約上限額に含まれていないため、増額変更の対象となります。
24	① 業務説明書	技術提案書等の提出	18	4.8	(2)	(様式14)委任状 2.委任事項(2)企画提案書類とは、技術提案書等を読み替える理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。「企画提案書類」を「技術提案書類」と読み替えをお願いします。
33	① 業務説明書	提出書類	23	6.6.2		表6-6 様式11-2 A4版（縦長）様式2枚以内となっています。共同企業体の場合、1社あたり2枚以内との認識でよろしいでしょうか。	共同企業体全社でA4版（縦長）様式2枚以内でご記載ください。
37	① 業務説明書	CD-ROM格納データについて	24	6.6.2		「…上記技術提案書の電子データ一式をCD-ROMに格納し、提出すること。」と記載されています。CD-ROMに格納するのは、様式11-1～11-19の各様式の正本データとの理解でよろしいでしょうか？	上記技術提案書には、様式11-1から11-19のほか、添付された付属資料や図面を含みます。また、CD-ROMには正本データ並びに副本データを格納願います。
41	② 業務要求水準書	データベース化業務に関する業務要求水準	5	5	(2)	Aに「新たに維持管理項目の追加が必要となった場合は、データベースに追加するとともにICT（維持管理システム等）の開発も行うこと。」とありますが、ここでいう「開発」とは新たにシステムを開発することではなく、既存のシステムを改良・進歩させるという理解でよろしいでしょうか。	開発は新たにシステムを作成することを指します。但し既存システムの改良進歩で補える場合は、別途協議します。
48	③ 基本契約書（案）	契約の保証	3	6条	第2項	「契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。」とあります。履行保証保険の場合、事業年度ごとの業務委託料の10分の1以上の保証証券を、毎年、貴市に寄託する理解でよろしいでしょうか。	受託者は、契約締結と同時に契約書に記載の保証を付さなければなりません。ただし、金融機関及び履行保証保険等において、特段の定めがある場合は、別途協議します。
51	③ 基本契約書（案）	プログラムの知的財産権等	5	第11条の3	-	この契約に基づき業務の遂行の過程で生じた発明、考案又は創作その他の知的財産又はノウハウ等及び、提供データを用いてAのプログラムを学習させることにより得られた学習済みモデル(学習済みパラメータを含む)に依る特許権その他の知的財産権(実用新案権、意匠権その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権（以下「知的財産権等」という。）は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単独で生成した知的財産権等の帰属については受託者と委託者が協議して決定する。とあります。近年の技術革新等により、本業務の遂行の過程で生じた発明等の知的財産権、ノウハウ等に関する権利等は、受託者に帰属するものも発生することも想定されます。発生した場合は、委託者と受託者の双方協議の上で、決定するものとの認識でよろしいでしょうか。	本契約に基づき業務遂行の過程で生じた発明等の知的財産権は、記載の通り、委託者に帰属します。ただし、受託者が単独で生成した知的財産権等の帰属については、委託者と受託者の双方協議の上、決定します。
60	③ 基本契約書（案）	技術提案未達の場合の違約金	17	第37条	第3項	特定時の技術評価点の差分について、1点あたり2100円とした算定根拠について、ご教示ください。	提案評価基準3.3評価点の算出方法における価格評価点の算出をベースとしております。「契約上限額」と「契約上限額の95%」の差額の6.5億円が30点に該当することから1点あたりの相当額を決定しております。
122	③ 基本契約書（案）	不履行による損害等	25	第52条	3.6	第3項と第6項により相手方に請求する損害に対する賠償額について、「当該年度にかかる業務契約書（改築業務以外）における業務委託料(別紙1-2)及び当該年度にかかる業務契約書（改築業務）における業務委託料（別紙2-2）に年2.6パーセントの割合を乗じた額とする。」とありますが、「年2.6パーセントの割合を乗じる」となる業務委託料の額は、①「当該年度にかかる業務契約書（改築業務以外）における業務委託料（別紙1-2)及び当該年度にかかる業務契約書（改築業務）における業務委託料（別紙2-2）」の総額となるのか、②その総額の一部となるものでしょうか？②がある場合、どのように業務委託料を算出することになるのかご教示ください。また、「年2.6パーセントの割合」について、例えば、業務の完了を期日まででできなかった場合、遅延日数が365を除外して「年2.6パーセントの割合」を算出するという理解でよろしいでしょうか（例えば、遅延日数が73日の場合、 $2.6 \times 0.2 = 0.52$ パーセント）。	前段について、年2.6パーセントの割合を乗じる対象は①当該年度にかかる業務契約書（改築業務以外）における業務委託料(別紙1-2)及び当該年度にかかる業務契約書（改築業務）における業務委託料（別紙2-2）の総額となります。後段について、ご理解の通りです。第3項の場合は第1項各号のいずれかに該当する事象が発生した日を起点に支払をする日までの日数に応じて日割利率を設定します。
137	⑤ 特記仕様書	修繕上限金額の算定方法		第13条	別表-6-1等	修繕上限額の算出は、受託者の見積金額になると考えてよろしいでしょうか。	受託者の見積金額を委託者が精査し決定します。
138	⑤ 特記仕様書	別紙以外の修繕の実施			別紙	別紙に記載以外の期間および対象機器・部位が故障等にて修繕が必要になり事前協議にて受託者による実施となった場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	該当事案の場合、事前協議の上、本委託の修繕として実施するか否かを決定します。本委託で実施する場合において、別表6-1第12条に係る修繕上限額及び基準額表を超える執行額となる場合は、設計変更の対象とします。